

岩手県告示第381号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成23年6月2日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社長沢組
 - (2) 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番地10
 - (3) 代表者の氏名 長澤達也
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第20674号
- 3 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 平成23年1月13日付けで不正の手段により土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可を受けたものと認められ、このことが法第29条第1項第5号に該当する。